

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています（裏面参照）。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒が登校できない期間です。これらの感染症の可能性があつて欠席させる場合には学校へ連絡ください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれがなくなった生徒を登校させる際には、以下の「学校感染症による欠席届」を担当へご提出ください。

- * 1 病気の状況により医師の証明書の提出依頼または病院へ確認させていただく場合があります。
- * 2 欠席届の記入は、医師の指示に従い、保護者の責任においてお願いいたします。

学校感染症による欠席届

東京都立福生高等学校長 殿

年 番 氏名

下記の疾患について、 令和 年 月 日 に医師の診断を受けました。

このため、 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日までを

治癒期間として欠席していましたが、登校させますのでご連絡いたします。

病 名 : _____

受診した医療機関名 : _____

医療機関の電話番号 : _____

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

《文書の流れ》 保護者(生徒) ⇒ 担任 ⇒ 保健室

〈参考〉学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症 例）感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（リンゴ病）、手足口病、ヘルパンギーナ 等	※「その他の感染症」は、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要があります。あらかじめ特定の疾患を定めているものではありません。

根拠：学校保健安全法施行規則第 18 条、第 19 条

学校において予防すべき感染症の解説〈令和 5 年度改訂〉